

## ユトリーナ蒲郡高齢者利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対し、ユトリーナ蒲郡の利用料金の一部を助成することにより、高齢者の健康増進及び社会参加を促すとともに、併せて福祉の向上に資することを目的として実施するユトリーナ蒲郡高齢者利用助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に登録されている者のうち、当該年度の4月2日から翌年の4月1日までの間に満65歳以上となる者とする。

(助成対象施設)

第3条 助成の対象となる施設は、次の施設とする。

所在地 蒲郡市西浦町田土山3番地4

施設名 ユトリーナ蒲郡

(利用の助成)

第4条 市長は、対象者が前条の施設を利用する際の利用料金の一部を助成する。

2 1回の利用で受けられる助成額は、別表のとおりとする。

(助成の方法)

第5条 前条に規定する助成は、助成を受けようとする対象者が、ユトリーナ蒲郡の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、住所、氏名及び年齢の分かる身分証明書（運転免許証、被保険者証（国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者、後期高齢者医療被保険者証又は介護保険被保険者証をいう。）、共済組合員証等をいう。以下同じ。）又はあらかじめ市が発行するユトリーナ蒲郡高齢者料金利用証明書（第1号様式。以下「利用証明書」という。）を提示し、別表に定める高齢者料金を支払うことにより行うものとする。

(利用証明書の発行等)

第6条 利用証明書の発行を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、ユトリーナ蒲郡高齢者利用助成事業利用証明書発行申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、

申請者に対し利用証明書を発行するものとする。

- 3 利用証明書の有効期限は、利用証明書を発行した日の属する年度の末日までとする。

(助成額の支払)

第7条 指定管理者が、第4条の規定による助成額を請求しようとするときは、実績報告書及び請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により実績報告書及び請求書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、助成額を支払うものとする。

(利用証明書の返還等)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者又はその親族は、速やかに利用証明書を市に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 市内に住所を有しなくなったとき。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用証明書の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

(1) 利用証明書の記載事項を改変して使用したとき。

(2) 利用証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正に利用証明書の発行を受け、又は使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、指定管理者と協議の上、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成29年7月14日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による利用証明書の発行その他必要な手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第4条、第5条関係）

区 分	助成額	高齢者料金（通常料金）
浴室のみ利用	200円	300円（500円）
バ－テ－ジ－ンのみ利用	200円	300円（500円）
浴室・バ－テ－ジ－ン共通	300円	600円（900円）